

令和2年4月2日

教職員 各位

学長 石 田 朋 靖

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応に伴う
特別休暇制度の実施について（通知）

今般の新型コロナウイルスの感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえなくなった教職員を支援するため、有給の特別休暇制度（新型コロナウイルス臨時休業休暇）を、3月に引き続き実施することとしましたので、該当する者は勤務監督者に申し出てください。

記

○特別休暇制度について（新型コロナウイルス臨時休業休暇）

(1) 要件

教職員が、以下の①又は②の子の世話をを行うことが必要となり、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき

①新型コロナウイルス感染拡大防止策として休業した小学校等（※）に通う子

※小学校等：小学校，義務教育学校（小学校課程のみ），特別支援学校（高校まで），放課後児童クラブ，幼稚園，保育所，認定こども園等

②新型コロナウイルスに感染した又は風邪等など新型コロナウイルスに感染した恐れのある，小学校等に通うこども

(2) 対象期間

新学期開始日～令和2年6月30日（火）までの期間とする。

(3) 付与日数及び単位

教職員が申請した期間に対し，1日，1時間又は1分単位で付与する。

(4) 申請方法

事前に勤務監督者に「休暇簿（特別休暇用）」により申請する。なお，申請の際は根拠書類（当該子の氏名及び当該子の通う小学校が臨時休業等となった旨がわかる書類の写し等）を添付すること

問い合わせ先：

総務課労務担当

福島（内線 5031），田村（内線 8171）

E-mail: roumu@miya.jm.utsunomiya-u.ac.jp